

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【公開番号】特開2010-121129(P2010-121129A)

【公開日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2010-022

【出願番号】特願2009-256950(P2009-256950)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/00 (2006.01)

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D	11/00	
B 4 1 M	5/00	E
B 4 1 J	3/04	1 0 1 Y

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月12日(2012.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 相変化インクキャリアと、(b) 着色剤とを含み、前記着色剤はカーボンナノチューブを含有し、前記カーボンナノチューブは約500から約1,000マイクロメートルまでの長さを有することを特徴とする相変化インク。

【請求項2】

前記着色剤は、前記インクの重量を基準として約0.05重量パーセントから約20重量パーセントまでの量で存在することを特徴とする請求項1に記載の相変化インク。

【請求項3】

前記着色剤は単層カーボンナノチューブを含有することを特徴とする請求項1に記載の相変化インク。

【請求項4】

前記着色剤は複層カーボンナノチューブを含有することを特徴とする請求項1に記載の相変化インク。

【請求項5】

前記着色剤は、少なくとも1つの官能基によって表面修飾されることを特徴とする請求項1に記載の相変化インク。

【請求項6】

前記着色剤は、少なくとも1つの官能基によって表面修飾され、前記少なくとも1つの官能基は、カルボキシル、カルボニル、キニン、エーテル、アルキル、ニトリル、ヒドロキシル、ラクトン、アミン、四級化アミン、及びそれらの組合せからなる群から選ばれることを特徴とする請求項1に記載の相変化インク。

【請求項7】

前記インクキャリアは、パラフィン、マイクロクリスタリンワックス、ポリエチレンワックス、エステルワックス、アミド、脂肪酸、脂肪アミド含有材料、スルホンアミド材料、天然源から作られる樹脂状材料、合成樹脂、オリゴマー、ポリマー、及びコポリマーか

らなる群の員から選ばれることを特徴とする請求項 1 に記載の相変化インク。

【請求項 8】

分散剤をさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載の相変化インク。

【請求項 9】

(a) 請求項 1 に記載の相変化インクをインクジェット印刷装置に組み込み、(b) インクを溶融させ、さらに(c) 溶融インクの小滴を画像のパターンで基材上に噴射することを含むことを特徴とする方法。